

平成24年度地域別最低賃金額答申状況

都道府県名	答申最低賃金時間額※1 【円】	引上げ額 【円】	(発効予定年月日※2)
北海道	719 (705)	14	(平成24年10月18日) ※3
青 森	654 (647)	7	(平成24年10月12日) ※3
岩 手	653 (645)	8	(平成24年10月20日) ※3
宮 城	685 (675)	10	(平成24年10月19日) ※3
秋 田	654 (647)	7	(平成24年10月13日) ※3
山 形	654 (647)	7	(平成24年10月24日)
福 島	664 (658)	6	(平成24年10月1日) ※3
茨 城	699 (692)	7	(平成24年10月6日) ※3
栃 木	705 (700)	5	(平成24年10月1日) ※3
群 馬	696 (690)	6	(平成24年10月10日) ※3
埼 玉	771 (759)	12	(平成24年10月1日) ※3
千 葉	756 (748)	8	(平成24年10月1日) ※3
東 京	850 (837)	13	(平成24年10月1日) ※3
神奈川	849 (836)	13	(平成24年10月1日) ※3
新 潟	689 (683)	6	(平成24年10月5日) ※3
富 山	700 (692)	8	(平成24年11月4日)
石 川	693 (687)	6	(平成24年10月6日) ※3
福 井	690 (684)	6	(平成24年10月6日) ※3
山 梨	695 (690)	5	(平成24年10月1日) ※3
長 野	700 (694)	6	(平成24年10月1日) ※3
岐 阜	713 (707)	6	(平成24年10月1日) ※3
静 岡	735 (728)	7	(平成24年10月12日) ※3
愛 知	758 (750)	8	(平成24年10月1日) ※3
三 重	724 (717)	7	(平成24年9月30日) ※3
滋 賀	716 (709)	7	(平成24年10月6日) ※3
京 都	759 (751)	8	(平成24年10月14日) ※3
大 阪	800 (786)	14	(平成24年9月30日) ※3
兵 庫	749 (739)	10	(平成24年10月1日) ※3
奈 良	699 (693)	6	(平成24年10月6日) ※3
和歌山	690 (685)	5	(平成24年10月1日) ※3
鳥 取	653 (646)	7	(平成24年10月20日) ※3
島 根	652 (646)	6	(平成24年10月14日) ※3
岡 山	691 (685)	6	(平成24年10月21日)
広 島	719 (710)	9	(平成24年10月1日) ※3
山 口	690 (684)	6	(平成24年10月1日) ※3
徳 島	654 (647)	7	(平成24年10月19日) ※3
香 川	674 (667)	7	(平成24年10月5日) ※3
愛 媛	654 (647)	7	(平成24年10月19日)
高 知	652 (645)	7	(平成24年10月26日)
福 岡	701 (695)	6	(平成24年10月13日) ※3
佐 賀	653 (646)	7	(平成24年10月21日)
長 崎	653 (646)	7	(平成24年10月21日)
熊 本	653 (647)	6	(平成24年10月1日) ※3
大 分	653 (647)	6	(平成24年10月4日) ※3
宮 崎	653 (646)	7	(平成24年10月24日)
鹿児島	654 (647)	7	(平成24年10月13日) ※3
沖 縄	653 (645)	8	(平成24年10月25日)
全国加重平均額	749 (737)	12※4	

※1 括弧書きは、平成23年度地域別最低賃金額

※2 「発効予定年月日」欄の日付は異議審がない場合の最短のもの。ただし、※3は異議申出に係る手続が終了し、発効年月日は確定。

※4 経済センサス（旧：事業所・企業統計調査）等の調査結果に基づいて、全国加重平均額の算定に用いる都道府県別の適用労働者数の更新を行っており、今年度の全国加重平均額の引上げ額には、労働者数の更新による影響分（2円）が含まれている。